

栃木県北部を震源とする地震災害からの復興と生活再建の ための支援強化を求める意見書

平成25年2月25日に発生した、栃木県北部を震源とする地震は、日光市の北部で震度5強を記録し、体に感じる余震は40回を超えました。この地震は、平成23年3月の東日本大震災の時以上の激しい揺れであり、当市の奥鬼怒温泉・川俣温泉などの旅館数軒で、天井や壁の一部崩落、源泉・設備の損傷が確認されました。さらに、奥鬼怒温泉へ通じる林道奥鬼怒線は、雪崩と土砂崩れのため、旅館4軒の宿泊客33人と従業員18人が足止めとなったほか、川俣温泉～女夫淵温泉間は、道路のひび割れのため大型車の通行制限が続きました。

今回の地震によって被害を受けたインフラの復旧は、市民生活安定のための喫緊の重要課題であります。また、観光は当市の基幹産業であり、道路や観光施設等の損傷及び風評被害等による観光客の減少が懸念され、市内経済に甚大な影響を与えると考えられます。

こうした中、県におかれましては、今回の地震による災害の復興と市民生活再建に向けた対策に取り組んでいただいていることと存じますが、以下の点について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。

記

1. 林道等の早急な復旧のため、格別な財政支援を行なうこと。
2. 被災者再建のために、融資に対する保証料の支援や返済期間の延長を図るなど、より利用しやすい融資制度を構築すること。
3. 震源地及びその周辺地域は、豪雪地域であり、雪解け時期にならないと災害状況のすべてを把握することが困難であるため、災害復旧事業の申請等については、十分に配慮すること。
4. 県内外の観光客や観光業者に対し、安全安心を発信するとともに、風評被害防止のための対策を講じること。
5. 県管理公共施設等の早期復旧に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

栃木県日光市議会

栃木県知事 福田富一様

栃木県北部を震源とする地震災害からの復興と生活再建の

ための支援強化を求める要望書

平成25年2月25日に発生した、栃木県北部を震源とする地震は、日光市の北部で震度5強を記録し、体に感じる余震は40回を超えました。この地震は、平成23年3月の東日本大震災の時以上の激しい揺れであり、当市の奥鬼怒温泉・川俣温泉などの旅館数軒で、天井や壁の一部崩落、源泉・設備の損傷が確認されました。さらに、奥鬼怒温泉へ通じる林道奥鬼怒線は、雪崩と土砂崩れのため、旅館4軒の宿泊客33人と従業員18人が足止めとなったほか、川俣温泉～女夫淵温泉間は、道路のひび割れのため大型車の通行制限が続きました。

今回の地震によって被害を受けたインフラの復旧は、市民生活安定のための喫緊の重要課題であります。また、観光は当市の基幹産業であり、道路や観光施設等の損傷及び風評被害等による観光客の減少が懸念され、市内経済に甚大な影響を与えると考えられます。

こうした中、県におかれましては、今回の地震による災害の復興と市民生活再建に向けた対策に取り組んでいただいていることと存じますが、以下の点について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。

記

1. 林道等の早急な復旧のため、格別な財政支援を行なうこと。
2. 被災者再建のために、融資に対する保証料の支援や返済期間の延長を図るなど、より利用しやすい融資制度を構築すること。
3. 震源地及びその周辺地域は、豪雪地域であり、雪解け時期にならないと災害状況のすべてを把握することが困難であるため、災害復旧事業の申請等については、十分に配慮すること。
4. 県内外の観光客や観光業者に対し、安全安心を発信するとともに、風評被害防止のための対策を講じること。
5. 県管理公共施設等の早期復旧に努めること。

平成25年3月22日

栃木県日光市議会

栃木県議会議長 三 森 文 徳 様